

## 第三号

## 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例

第一条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（）」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（）」に、「第九条第一項」を「第四条第二項第一号」に、「同意集積区域」を「促進区域」に、「同項」を「法第十七条」に、「特定事業（以下「特定事業」を「承認地域経済牽引事業（法第二十四条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「承認地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」に、「。以下「省令」という。）第三条」を「）第二条」に、「事業者（法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種であつて省令第四条に規定するものに属する事業を行う者に限り）」を「承認地域経済牽引事業者（法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者をいい）」に改める。

第二条中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第五条第五項」を「第四条第六項」に、「当該同意が平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「法第十五条第二項に規定する承認企業立地計画に従つて」を削り、「事業者」を「承認地域経済牽引事業者」に改め、「省令第五条第一号に規定する」を削る。

第三条第二号中「特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の規定は、同条例第一条に規定する承認地域経済牽引事業者が平成二十九年七月三十一日以後に設置した同条に規定する適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(経過措置)

- 3 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下「改正法」という。）の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第三項の規定による承認（同法第十五条第一項の規定による変更の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項の企業立地計画（改正法附則第三条第二項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）及び改正法附則第三条第一項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画（同条第二項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）に従ってこの条例による改正前の第一条に規定する適用対象施設を設置した事業者についての当該適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

- 4 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例」を、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例」に改める。

### 提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。